

いじめの防止等のための基本的な方針

静岡県立小笠高等学校

静岡県立小笠高等学校（以下、当校とする）は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

章	項	記載事項
第1章	基本的な事項	<p>【いじめの定義】</p> <p>「いじめ」とは「当校生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。</p> <p>【いじめの理解】</p> <p>いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。</p> <p>また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもある。苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。</p> <p>いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要がある。</p> <p>【いじめ防止等に関する基本的な考え方】</p> <p>当校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。</p> <p>(1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶</p>

		<p>対に許さない」学校をつくる。</p> <p>(2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。</p> <p>(3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。</p> <p>(4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。</p>
第2章	組織の設置	<p>当校はいじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織する。</p> <p>【いじめ防止対策委員会】</p> <p>委員長 校長</p> <p>委員 副校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、年次主任、部活動顧問代表、教育相談、養護教諭、スクールカウンセラー</p> <p>なお、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。</p> <p>【いじめ防止対策委員会の役割】</p> <p>(1) 相談体制の拡充</p> <p>いじめに関する事象が発見された場合はすみやかに管理職に報告する。</p> <p>すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職にただちに報告をする。</p> <p>校長は生徒指導主事・年次主任・担任による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時にいじめ防止対策委員の招集を行い、臨時いじめ防止対策委員会を開催する。</p>
第3章	いじめの防止	<p>当校はいじめ防止等の対策として道徳教育、生徒による自主的な活動、人間関係づくり、保護者との連携及び教職員研修を行うとともに対策の研修・評価を行う。</p> <p>【未然防止のための対策】</p> <p>○いじめの防止</p> <p>当校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。</p> <p>(1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。</p> <p>(2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。また、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。</p>

		<p>(3) 学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談、スクールカウンセラー等を活用する。</p> <p>(4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。</p> <p>(5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。</p> <p>(6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。</p> <p>(7) 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。</p> <p>(8) 学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。</p>
<p>第4章</p>	<p>いじめの早期発見</p> <p>◎いじめが起きないように生徒の観察と保護者と連携する。</p> <p>◎情報が集まりやすい部署を利用する。</p>	<p>【いじめの早期発見のための対応】</p> <p>いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努め下記の対応を行う。</p> <p>(1) 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、能率手帳、個別面談等)</p> <p>(2) 生徒の行動を注視する。(保健室健康チェック等)</p> <p>(3) 保護者と情報を共有する。(手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会、地区会等)</p> <p>(4) 行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)</p> <p>【早期発見のための措置】</p> <p>○ 緊急窓口の整備</p> <p>事案に迅速に対応できるようにいじめ防止対策委員会の相談窓口を管理職(副校長、教頭)とし、いじめ相談に対応する。</p> <p>○ 教育相談の整備充実</p> <p>教育相談室及び養護教諭からの情報にもとづく当該クラス、部活動等を含め実態把握に努める。</p> <p>○ スクールカウンセラー支援</p> <p>スクールカウンセラーを配置し、解決困難な問題を支援する。</p> <p>【実態把握の改善】</p> <p>いじめ防止対策委員会は、いじめに関するアンケート調査を適切な時期に実施する。</p> <p>【教職員の取組支援】</p> <p>○ いじめ対策に関する指導資料の活用</p> <p>いじめ防止対策委員会は、いじめの防止・解決にかかわる資料を集め活用方法を教職員に広く紹介する。</p>

		<p>○ 教職員研修の実施 いじめ防止対策委員会は、いじめ防止にかかわる研修を実施する。</p> <p>○ インターネットを通じて行われるいじめの防止 いじめ防止対策委員会は生徒課が主管する携帯・インターネット問題の講習会等を通じて、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。</p>
第5章	<p>いじめに対する措置</p> <p>◎6章に進めないために！</p> <p>★</p> <p>★</p>	<p>当校はいじめに対する措置として下記の対応措置を行う。</p> <p>いじめの通報を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかに、いじめ防止対策委員会に報告し、学校の組織的対応につなげる。</p> <p>いじめ防止対策委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。</p> <p>なお委員長は県教育委員会高校教育課指導班に状況を随時伝え、連携して対応を図り、報告書の提出を行う。</p> <p>いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置をいじめ防止対策委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。</p> <p>指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携など）を行う。</p> <p>【いじめの早期解消への対応】</p> <p>いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。</p> <p>(1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。</p> <p>(2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。</p> <p>(3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。</p> <p>(4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。</p> <p>(5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。</p> <p>(6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行</p>

		<p>う。また、いじめが「解消している」状態とは、①いじめに関わる行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。</p> <p>(7) 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。</p> <p>(8) いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が充分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。</p> <p>【いじめに対する指導措置】</p> <p>いじめ問題が生じたときには、いじめ防止対策委員会の判断のもと加害者生徒に対し自宅待機や停学、退学等の措置を行う。なお、いじめ事象のレベルの判断に迷い、生徒に対する措置などの対応判断に迷う場合は、県教育委員会高校教育課指導班に相談する。</p> <p>また、いじめ事象の内容を含め、生徒間暴力・対教師暴力等すべての暴力行為には、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。</p>
<p>第6章</p>	<p>重大事態への対処</p>	<p>いじめの中には、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ防止対策委員会を中核とする専門チームを編成し、事態に対処するとともに事実関係を明確化し、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。</p> <p>【重大事態の定義】</p> <p>法第28条に基づき定義する。</p> <p>【重大事態のケース】</p> <p>(1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>(2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>(3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。</p> <p>【具体的な対応】</p> <p>発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。</p>

		<p>(1)問題解決への対応</p> <p>ア 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）</p> <p>イ 重大事態対応プロジェクトチーム編成</p> <p>ウ 関係保護者，教育委員会及び警察等関係機関との連携</p> <p>エ P T A 役員及び同窓会等との連携</p> <p>オ 関係生徒への指導</p> <p>カ 関係保護者への対応</p> <p>キ 全校生徒への指導</p> <p>(2)説明責任の実行</p> <p>ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供</p> <p>イ 全校保護者への対応</p> <p>ウ マスコミへの対応</p> <p>(3)再発防止への取組み</p> <p>ア 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘</p> <p>イ 問題の背景・課題の整理，教訓化</p> <p>ウ 取組みの見直し，改善策の検討・策定</p> <p>エ 改善策の実施</p>
第7章	検証と実施計画等の見直し	<p>取組みの検証と行いそれに基づき実施計画等の見直しについて適宜実施する。</p> <p>(1)いじめ防止対策委員会において，各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い，その結果に基づき，実施計画の修正を行う。</p> <p>(2)いじめ防止対策委員会において，各種アンケート，いじめの認知件数及びいじめの解決件数，並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に，年度間の取組みを検証し，次年度の年間計画を策定する。</p>

附則 この方針は平成31年4月1日公布とする。
この方針は平成31年4月1日施行とする。